

豊見城市職員の懲戒処分等の公表について

本市職員に対し交通事故（人身事故）に係る懲戒処分（2件）を行いましたので、「豊見城市職員懲戒処分等の指針」に基づき公表します。

（所属・職位）市民部 会計年度任用職員

（年代・性別）40代・女性

（処分年月日）令和6年2月28日

（処分内容）戒告

（処分理由）信用失墜行為

（適用法令）地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触する行為であり、同法第29条第1項第1号に該当

（概要）令和5年7月10日、午後3時20分頃、被処分者は、公用車にて市役所向けに走行中、字豊見城の横断歩道において、被害者と接触した人身事故を起こした。

（所属・職位）経済建設部 班長級

（年代・性別）50代 女性

（処分年月日）令和6年2月28日

（処分内容）戒告

（処分理由）信用失墜行為

（適用法令）地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触する行為であり、同法第29条第1項第1号に該当

（概要）令和5年8月18日、午後4時10分頃、被処分者は、公用車にて市役所向けに走行中、字豊見城の信号待ちの途中において、被害者の運転するオートバイと接触した人身事故を起こした。